

○白杵市観光交流プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白杵市観光交流プラザ条例(平成26年白杵市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 観光交流プラザに館長及び副館長並びにその他の職員を置くことができる。

2 館長は、観光交流プラザを代表し、市長の命を受けて事務を執行する。

3 副館長その他の職員は、上司の命を受けてその担当事務を処理する。

(施設及び設備の滅失及び損傷)

第3条 館長は、施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用の申請)

第4条 条例第7条の規定により、観光交流プラザ(附属設備及び機器等を含む。以下同じ。)の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、白杵市観光交流プラザ使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。条例第12条ただし書きの規定により許可を受けようとするときも同様とする。

2 前項に規定する申請書の受付期間は、使用前1年以内に限るものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、直ちに審査し、支障がないと認めるときは、白杵市観光交流プラザ使用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、申請者が許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、後納することができる。

(使用時間)

第7条 観光交流プラザを使用する時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、延長した使用時間に係る使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条ただし書に規定する使用料の還付は、天変地異若しくは条例第8条の規定により使用の許可を取り消したとき、使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき又は白杵市観光交流プラザの管理上の必要から貸館使用許可を取り

消したときは、全額を還付するものとする。

2 使用料の還付を受けようとする者は、白杵市観光交流プラザ使用料還付申請書(様式第3号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により、使用料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 市、学校、社会教育団体、文化団体、社会福祉団体及び教育委員会が直接主催する事業で使用するとき、全額を免除する。
- (2) 市が国、県又は他の地方公共団体等と共同して利用するとき、全額を免除する。
- (3) 市内の団体が観光・交流に関する事業(入場料等を徴収する事業を除く。)のために利用するとき、全額を免除する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める場合に、使用料の減額又は免除することができる。

(入館者の遵守事項)

第10条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 観光交流プラザ内での飲食及び喫煙は所定の場所で行うこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 館内を不潔にしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員又は使用者の指示する事項

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、条例に定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の定数を超えて使用しないこと。
- (2) 施設、附属設備等の使用については、職員の指示に従うこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 物品等を許可なく販売しないこと。
- (5) 条例第15条各号に掲げる者を入場させないこと。
- (6) 使用した附属設備等は、その使用を終了したときに使用者で整理整頓をすること。
- (7) 入館者に前条に規定する事項を遵守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示した事項

(損傷等の減失届)

第12条 条例第17条の規定により、使用者は、観光交流プラザの施設及び附属設備を損傷し、又は減失したときは、直ちに損傷・減失届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第13条 使用者は、観光交流プラザの使用を終了したときは、直ちに職員の点検を受けな

ければならない。

(開館及び閉館の時刻)

第 14 条 観光交流プラザの開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が運営上必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館 午前 9 時

(2) 閉館 午後 6 時

(休館日)

第 15 条 観光交流プラザは無休とする。ただし、館長が運営上特に必要があると認めるときは、市長の許可を受けてこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、観光交流プラザの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。